

非営利法人委員会研究報告第 26 号
「社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」の改正について

2019 年 4 月 18 日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>非営利法人委員会研究報告第 26 号</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等 に関するチェックリスト</p> <p style="text-align: right;">2013 年 12 月 3 日 改正 2018 年 3 月 30 日 最終改正 2019 年 4 月 18 日 日本公認会計士協会</p> <p>本研究報告で示すチェックリストは、社会福祉法人が社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号 最終改正 平成 30 年 3 月 20 日 厚生労働省令第 25 号）を適用して作成した計算関係書類、すなわち貸借対照表（法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表をいう。）、収支計算書（資金収支計算書（法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書をいう。）、事業活動計算書（法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書をいう。）、<u>計算書類に対する注記及びそれらに対応する附属明細書</u>並びに財産目録（以下「計算書類等」という。）の様式が、社会福祉法人会計基準に準拠しているか否かを確認するために使用するものである。</p> <p>社会福祉法人の会計監査人による監査意見の対象となる計算関係書類は、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及び法人全体についての計算書類に対する注記<u>並びにそれらに対応する附属明細書の項目</u>に限定されている。</p> <p>しかし、監査意見の表明に当たり、会計監査人は、社会福祉法人における会計帳簿の構築並びに上記の計算関係書類の作成手続に応じて、拠点区分の財務情報や各事業区分における拠点区分別内訳表及び法人全体における事業区分別内訳表の集計及び内部取引消去の手続についても監査基準委員会報告書に従って監査手続を実施することが求められる。</p> <p>また、監査意見の対象以外の計算関係書類の記載内容について監査した法人単位の計算書類と重要な相違があることによって監査意見の対象となる計算関係書類の信頼性が損なわれることがないよう監査基準委員会報告書に従ってそれらの記載内容を通読することが求められていることも踏まえ、会計監査人による監査意見の対象以外の計算関係書類についてもチェック項目を設けている。</p>	<p>非営利法人委員会研究報告第 26 号</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等 に関するチェックリスト</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 12 月 3 日 改正 平成 30 年 3 月 30 日 日本公認会計士協会</p> <p>本研究報告で示すチェックリストは、社会福祉法人が社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号 最終改正 平成 28 年 11 月 11 日 厚生労働省令第 168 号）を適用して作成した計算関係書類、すなわち貸借対照表（法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表をいう。）、収支計算書（資金収支計算書（法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書をいう。）、事業活動計算書（法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書をいう。）、<u>及びその附属明細書</u>並びに財産目録（以下「計算書類等」という。）の様式が、社会福祉法人会計基準に準拠しているか否かを確認するために使用するものである。</p> <p>社会福祉法人の会計監査人による監査の対象となる計算関係書類は、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及び<u>それらに対応する附属明細書の項目並びに法人全体</u>についての計算書類に対する注記に限定されている。</p> <p>しかし、監査意見の表明に当たり、会計監査人は、社会福祉法人における会計帳簿の構築並びに上記の計算関係書類の作成手続に応じて、拠点区分の財務情報や各事業区分における拠点区分別内訳表及び法人全体における事業区分別内訳表の集計及び内部取引消去の手続についても監査基準委員会報告書に従って監査手続を実施することが求められる。</p> <p>また、監査意見の対象以外の計算関係書類の記載内容について監査した法人単位の計算書類と重要な相違があることによって監査意見の対象となる計算関係書類の信頼性が損なわれることがないよう監査基準委員会報告書に従ってそれらの記載内容を通読することが求められていることも踏まえ、会計監査人による監査意見の対象以外の計算関係書類についてもチェック項目を設けている。</p>

新	旧
<p>【本文における略語】</p> <p>法人：社会福祉法人 会計基準：社会福祉法人会計基準</p> <p>取扱い：社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い（「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙（平成 28 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 最終改正 平成 31 年 3 月 29 日 子発 0329 第 11 号、社援発 0320 第 33 号、老発 0329 第 17 号）</p> <p>留意事項：社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項（「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙（平成 28 年 3 月 31 日 雇児総発 0331 第 7 号、社援基発 0331 第 2 号、障障発 0331 第 2 号、老総発 0331 第 4 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知 最終改正 平成 31 年 3 月 29 日 子総発 0329 第 1 号、社援基発 0329 第 3 号、障障発 0329 第 5 号、老総発 0329 第 2 号）</p> <p>研究資料：非営利法人委員会研究資料第 5 号「社会福祉法人会計基準に関する実務上の Q & A」（日本公認会計士協会）</p> <p style="text-align: center;">法人名 _____</p> <p style="text-align: center;">会計年度 自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p>I 総括のためのチェックリスト (省 略)</p> <p>II 計算書類等の様式のためのチェックリスト 1. 一般的事項 (省 略)</p>	<p>【本文における略語】</p> <p>法人：社会福祉法人 会計基準：社会福祉法人会計基準</p> <p>取扱い：社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い（「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙（平成 28 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 最終改正 平成 28 年 11 月 11 日 雇児発 1111 第 3 号、社援発 1111 第 5 号、老発 1111 第 6 号）</p> <p>留意事項：社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項（「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙（平成 28 年 3 月 31 日 雇児総発 0331 第 7 号、社援基発 0331 第 2 号、障障発 0331 第 2 号、老総発 0331 第 4 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知 最終改正 平成 28 年 11 月 11 日 雇児総発 1111 第 2 号、社援基発 1111 第 2 号、障障発 1111 第 1 号、老総発 1111 第 1 号）</p> <p>研究資料：非営利法人委員会研究資料第 5 号「社会福祉法人会計基準に関する実務上の Q & A」（日本公認会計士協会）</p> <p style="text-align: center;">法人名 _____</p> <p style="text-align: center;">会計年度 自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p>I 総括のためのチェックリスト (省 略)</p> <p>II 計算書類等の様式のためのチェックリスト 1. 一般的事項 (省 略)</p>

新							旧								
2. 法人単位資金収支計算書・資金収支内訳表・事業区分資金収支内訳表・拠点区分資金収支計算書							2. 法人単位資金収支計算書・資金収支内訳表・事業区分資金収支内訳表・拠点区分資金収支計算書								
番号	項目	内 容	関係省令等	回答欄			摘要	番号	項目	内 容	関係省令等	回答欄			摘要
				はい	いいえ	該当なし						はい	いいえ	該当なし	
(法人単位資金収支計算書(第1号第1様式))							(法人単位資金収支計算書(第1号第1様式))								
2-1~9 (省 略)							2-1~9 (省 略)								
2-10	同上	法人単位資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、法人単位貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。 <u>一致しない場合流動資産・流動負債の同一勘定科目金額の中に1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債が含まれている可能性があることに留意する。</u>	会計基準第13条 取扱い5				2-10	同上	法人単位資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、法人単位貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。	会計基準第13条 取扱い5					
2-11	当期末支払資金残高	法人単位資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高は、法人単位貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。 <u>一致しない場合流動資産・流動負債の同一勘定科目金額の中に1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債が含まれている可能性があることに留意する。</u>	会計基準第13条 取扱い5				2-11	当期末支払資金残高	法人単位資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高は、法人単位貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。	会計基準第13条 取扱い5					
(資金収支内訳表(第1号第2様式))							(資金収支内訳表(第1号第2様式))								
2-12~18 (省 略)							2-12~18 (省 略)								
2-19	同上	資金収支内訳表における各事業区分の前期末支払資金残高は、前会計年度の貸借対照表内訳表の各事業区分で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。 <u>一致しない場合流動資産・流動負債の同一勘定科目金額の中に1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・</u>	会計基準第13条 取扱い5				2-19	同上	資金収支内訳表における各事業区分の前期末支払資金残高は、前会計年度の貸借対照表内訳表の各事業区分で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。	会計基準第13条 取扱い5					

新							旧							
		<u>流動負債が含まれている可能性があることに留意する。</u>												
2-20	当期末 支払資金 残高	資金収支内訳表における各事業区分の当期末支払資金残高は、貸借対照表内訳表の各事業区分で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 <u>一致しない場合流動資産・流動負債の同一勘定科目金額の中に1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債が含まれている可能性があることに留意する。</u>	会計基準第 13条 取扱い5				2-20	当期末 支払資金 残高	資金収支内訳表における各事業区分の当期末支払資金残高は、貸借対照表内訳表の各事業区分で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。	会計基準第 13条 取扱い5				
(事業区分資金収支内訳表（第1号第3様式）)							(事業区分資金収支内訳表（第1号第3様式）)							
2-21~27 (省略)							2-21~27 (省略)							
2-28	同上	事業区分資金収支内訳表における各拠点区分の前期末支払資金残高は、各拠点区分貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 <u>一致しない場合流動資産・流動負債の同一勘定科目金額の中に1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債が含まれている可能性があることに留意する。</u>	会計基準第 13条 取扱い5				2-28	同上	事業区分資金収支内訳表における各拠点区分の前期末支払資金残高は、各拠点区分貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。	会計基準第 13条 取扱い5				
2-29	当期末 支払資金 残高	事業区分資金収支内訳表における各拠点区分の当期末支払資金残高は、各拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 <u>一致しない場合流動資産・流動負債の同一勘定科目金額の中に1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債が含まれている可能性があることに留意する。</u>	会計基準第 13条 取扱い5				2-29	当期末 支払資金 残高	事業区分資金収支内訳表における各拠点区分の当期末支払資金残高は、各拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。	会計基準第 13条 取扱い5				
(拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）)							(拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）)							
2-30~34 (省略)							2-30~34 (省略)							

新							旧								
2-35	法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、事業活動支出の「その他の支出」に中区分科目として「法人税、住民税及び事業税支出」を追加しているか。	<u>留意事項 24(2)</u>				2-35	法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、事業活動支出の「その他の支出」に中区分科目として「法人税、住民税及び事業税支出」及び「法人税等調整額支出」を追加しているか。 なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない法人は、「法人税等調整額支出」の追加は不要となる。						
2-36~41 (省略)							2-36~41 (省略)								
2-42	同上	拠点区分資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、拠点区分貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。 <u>一致しない場合流動資産・流動負債の同一勘定科目金額の中に1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債が含まれている可能性があることに留意する。</u>	会計基準第13条 取扱い5				2-42	同上	拠点区分資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、拠点区分貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。	会計基準第13条 取扱い5					
2-43	当期末支払資金残高	拠点区分資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高は、拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。 <u>一致しない場合流動資産・流動負債の同一勘定科目金額の中に1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債が含まれている可能性があることに留意する。</u>	会計基準第13条 取扱い5				2-43	当期末支払資金残高	拠点区分資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高は、拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)と一致しているか。	会計基準第13条 取扱い5					
3. 法人単位事業活動計算書・事業活動内訳表・事業区分事業活動内訳表・拠点区分事業活動計算書							3. 法人単位事業活動計算書・事業活動内訳表・事業区分事業活動内訳表・拠点区分事業活動計算書								
番号	項目	内容	関係省令等	回答欄			摘要	番号	項目	内容	関係省令等	回答欄			摘要
				はい	いいえ	該当なし						はい	いいえ	該当なし	
(法人単位事業活動計算書(第2号第1様式))							(法人単位事業活動計算書(第2号第1様式))								
3-1~9 (省略)							3-1~9 (省略)								
(事業活動内訳表(第2号第2様式))							(事業活動内訳表(第2号第2様式))								
3-10~19 (省略)							3-10~19 (省略)								

新						
(事業区分事業活動内訳表 (第2号第3様式))						
3-20~29 (省 略)						
(拠点区分事業活動計算書 (第2号第4様式))						
3-30~32 (省 略)						
3-33	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等特別積立金取崩額は、サービス活動費用に控除項目として計上されているか。 また、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損・処分損が計上される場合は、特別費用に控除項目として、当該資産に係る国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。 <u>ただし就労支援事業等を行っている場合、就労支援事業に関する国庫補助金等特別積立金の取崩額は就労支援事業費用等に計上されるため、当該金額だけ異なることに留意する。</u>	会計基準第22条第1項、第4項 取扱い9 留意事項15(2)イ			
3-34	法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税を納税する場合に、拠点区分事業活動計算書の特別増減差額と当期活動増減差額の間以下の科目が追加されているか。 ・税引前当期活動増減差額 ・法人税、住民税及び事業税 ・法人税等調整額 なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない場合は、「法人税等調整額」の追加は不要である。	<u>取扱い1</u> 留意事項24(1) 研究資料Q26			
3-35~42 (省 略)						

4. 法人単位貸借対照表・貸借対照表内訳表・事業区分貸借対照表内訳表・拠点区分貸借対照表

番号	項目	内 容	関係省令等	回答欄			摘要
				はい	いいえ	該当なし	
(法人単位貸借対照表 (第3号第1様式))							
4-1~6 (省 略)							
(貸借対照表内訳表 (第3号第2様式))							
4-7~12 (省 略)							
(事業区分貸借対照表内訳表 (第3号第3様式))							

旧						
(事業区分事業活動内訳表 (第2号第3様式))						
3-20~29 (省 略)						
(拠点区分事業活動計算書 (第2号第4様式))						
3-30~32 (省 略)						
3-33	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等特別積立金取崩額は、サービス活動費用に控除項目として計上されているか。 また、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損・処分損が計上される場合は、特別費用に控除項目として、当該資産に係る国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。	会計基準第22条第1項、第4項 取扱い9 留意事項15(2)イ			
3-34	法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税を納税する場合に、拠点区分事業活動計算書の特別増減差額と当期活動増減差額の間以下の科目が追加されているか。 ・税引前当期活動増減差額 ・法人税、住民税及び事業税 ・法人税等調整額 なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない場合は、「法人税等調整額」の追加は不要である。	留意事項24 研究資料Q29			
3-35~42 (省 略)						

4. 法人単位貸借対照表・貸借対照表内訳表・事業区分貸借対照表内訳表・拠点区分貸借対照表

番号	項目	内 容	関係省令等	回答欄			摘要
				はい	いいえ	該当なし	
(法人単位貸借対照表 (第3号第1様式))							
4-1~6 (省 略)							
(貸借対照表内訳表 (第3号第2様式))							
4-7~12 (省 略)							
(事業区分貸借対照表内訳表 (第3号第3様式))							

新							旧						
4-13~18 (省略)							4-13~18 (省略)						
(拠点区分貸借対照表 (第3号第4様式))							(拠点区分貸借対照表 (第3号第4様式))						
4-19~29 (省略)							4-19~29 (省略)						
4-30	減価償却費の累計額	有形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を間接控除しているか。 減価償却累計額を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高が注記されているか。 <u>無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示しているか。</u>	会計基準第4条第2項、第29条第1項第9号、取扱い16 取扱い別紙1.9、 取扱い別紙2.8				4-30	減価償却費の累計額	有形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を間接控除しているか。 減価償却累計額を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高が注記されているか。	会計基準第4条第2項、第29条第1項第9号、取扱い16 取扱い別紙1.9、 取扱い別紙2.8			
4-31	徴収不能引当金	事業未収金、未収金、貸付金等の流動資産に計上されている債権に対する徴収不能引当金については、拠点区分貸借対照表の流動資産の部に計上されているか。 <u>長期貸付金等の固定資産に計上されている債権に対する徴収不能引当金については、拠点区分貸借対照表の固定資産の部に計上されているか。</u> 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高が注記されているか。	会計基準第4条第4項、第29条第1項第10号 取扱い別紙1.10、2.9				4-31	徴収不能引当金	事業未収金、未収金、貸付金等の債権に対する徴収不能引当金については、拠点区分貸借対照表の資産の部に計上されているか。 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高が注記されているか。	会計基準第4条第4項、第29条第1項第10号 取扱い別紙1.10、2.9			
4-32	有価証券、投資有価証券	<u>債券(国債、地方債、社債等をいい、譲渡性預金を含む)のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、又は債券、株式、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券は流動資産の部に「有価証券」として計上されているか。</u> 長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものは固定資産の部(その他の固定資産)に「投資有価証券」として計上されているか。	留意事項別添3				4-32	有価証券、投資有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち、時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券は流動資産の部に「有価証券」として計上されているか。 長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものは固定資産の部に「投資有価証券」として計上されているか。	留意事項別添3			
4-33、34 (省略)							4-33、34 (省略)						
4-35	前払金、前払費用	対価の前払は、留意事項別添3の勘定科目の説明に従い、取引内容に応じた科目で流動資産の部に計上されているか。 物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額は「前払金」として計上されているか。	留意事項別添3				4-35	前払金、前払費用	対価の前払は、留意事項別添3の勘定科目の説明に従い、取引内容に応じた科目で流動負債の部に計上されているか。 物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額は「前払金」として計上されているか。	留意事項別添3			

新							旧						
		一定の契約に従った継続的役務の提供に関わる対価の前払であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に費用化される未経過分は「前払費用」として計上されているか。							一定の契約に従った継続的役務の提供に関わる対価の前払であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に費用化される未経過分は「前払費用」として計上されているか。				
4-36、37 (省 略)							4-36、37 (省 略)						
4-38	退職給付引当資産、退職給付引当金	都道府県等の実施する退職共済制度に加入している場合には、留意事項 21(3)の規定に基づき、上記の制度に関わる「退職給付引当資産」及び「退職給付引当金」が計上されているか。	留意事項 21(3)				4-38	退職給付引当資産、退職給付引当金	都道府県等の実施する退職共済制度に加入している場合には、留意事項 21(3)の規定に基づき、上記の制度に関わる「退職給付引当資産」及び「退職給付引当金」が計上されているか。	留意事項 21(3)			
4-39~41 (省 略)							4-39~41 (省 略)						
4-42	未払法人税等、繰延税金資産・繰延税金負債	確定した法人税、住民税及び事業税のうち未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて他の未払金と区別して計上されているか。 税効果会計を適用する法人においては、適用によって生ずる「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」が、当該科目名をもって固定資産又は固定負債に区分して計上されているか。	留意事項 24(3)				4-42	未払法人税等、繰延税金資産・繰延税金負債	確定した法人税、住民税及び事業税のうち未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて他の未払金と区別して計上されているか。 税効果会計を適用する法人においては、適用によって生ずる「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」が、1年基準により流動資産又は固定資産及び流動負債又は固定負債に区分して計上されているか。	留意事項 24(3)			
4-43	基本金	基本金には以下の寄附金が計上されているか。 (1) 土地、施設の創設、増築又は増改築における増築分、拡張における面積増加分並びに施設の創設及び増設等時における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額 (2) 施設の創設及び増築等のために基本財産等取得するに当たって借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額 (3) 「社会福祉法人審査要領」(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課連名通知)別紙)第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額	会計基準第6条第1項 取扱い11 留意事項14(1)				4-43	基本金	基本金には以下の寄附金が計上されているか。 (1) 土地、施設の創設、増築又は増改築における増築分、拡張における面積増加分並びに施設の創設及び増設等時における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額 (2) 施設の創設及び増築等のために基本財産等取得するに当たって借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額 (3) 「社会福祉法人審査要領」(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課連名通知)別紙)第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額	会計基準第6条第1項 取扱い11 留意事項14(1)			

新							旧								
4-44、45 (省 略)							4-44、45 (省 略)								
5. 計算書類に対する注記							5. 計算書類に対する注記								
番 号	項 目	内 容	関係省令等	回 答 欄			摘 要	番 号	項 目	内 容	関係省令等	回 答 欄			摘 要
				はい	いいえ	該当なし						はい	いいえ	該当なし	
(法人全体で記載する注記)							(法人全体で記載する注記)								
5-1、2 (省 略)							5-1、2 (省 略)								
5-3	重要な会計方針	資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等、計算書類の作成に関する重要な会計方針について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略できることに留意する。	会計基準第29条第1項第2号 取扱い20 <u>留意事項25(2)</u>				5-3	重要な会計方針	資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等、計算書類の作成に関する重要な会計方針について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略できることに留意する。	会計基準第29条第1項第2号 取扱い20					
5-5 (省 略)							5-5 (省 略)								
5-6	採用する退職給付制度	法人が採用する退職給付制度について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第4号 <u>留意事項25(2)</u>				5-6	採用する退職給付制度	法人が採用する退職給付制度について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第4号					
5-7	計算書類と拠点区分、サービス区分	法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分について注記されているか。	会計基準第29条第1項第5号				5-7	計算書類と拠点区分、サービス区分	法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分について注記されているか。	会計基準第29条第1項第5号					
5-8	基本財産	基本財産の増減の内容及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第6号 <u>留意事項25(2)</u>				5-8	基本財産	基本財産の増減の内容及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第6号					
5-9	基本金、国庫補助金特別積立金の取崩し	法人が、基本金又は <u>固定資産の売却若しくは処分に係る</u> 国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第7号 <u>留意事項25(2)</u>				5-9	基本金、国庫補助金特別積立金の取崩し	法人が、 <u>会計基準第22条第1項、第4項及び第6項の規定により、法人が</u> 基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第7号					

新							旧						
5-10	担保に供している資産	法人が担保に供している資産について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第8号 <u>留意事項</u> 25(2)				5-10	担保に供している資産	法人が担保に供している資産について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第8号			
5-11	有形固定資産の減価償却(直接控除)	法人が、有形固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載している場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高について注記されているか。	会計基準第29条第1項第9号				5-11	固定資産の減価償却(直接控除)	法人が、固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載している場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高について注記されているか。	会計基準第29条第1項第9号			
5-12 (省 略)							5-12 (省 略)						
5-13	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第11号 <u>留意事項</u> 25(2)				5-13	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第11号			
5-14	関連当事者との取引	関連当事者との取引の内容について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第12号 取扱い21 <u>留意事項</u> 25(2)				5-14	関連当事者との取引	関連当事者との取引の内容について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第12号 取扱い21			
5-15 (省 略)							5-15 (省 略)						
5-16	同上	会計年度の途中において、法人の役員等が関連当事者に該当しなくなった場合であっても、関連当事者であった期間の取引について注記されているか。 なお、同一会計年度における取引であっても関連当事者に該当しなくなった後の取引については注記を要しないことに留意する。	研究資料 Q 31				5-16	同上	会計年度の途中において、法人の役員等が関連当事者に該当しなくなった場合であっても、関連当事者であった期間の取引について注記されているか。 なお、同一会計年度における取引であっても関連当事者に該当しなくなった後の取引については注記を要しないことに留意する。	研究資料 Q 37			
5-17、18 (省 略)							5-17、18 (省 略)						
5-19	重要な偶発債務	重要な偶発債務がある場合には、その内容及び金額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第13号 <u>留意事項</u> 25(2)				5-19	重要な偶発債務	重要な偶発債務がある場合には、その内容及び金額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第13号			
5-20	重要な後発事象	重要な後発事象がある場合には、その内容及び翌会計年度以降の財政及び活動の状況に与える影響額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第14号 取扱い22 <u>留意事項</u> 25(2)				5-20	重要な後発事象	重要な後発事象がある場合には、その内容及び翌会計年度以降の財政及び活動の状況に与える影響額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第14号 取扱い22			

新							旧						
5-21	その他 必要な 事項	<p>その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。</p> <p><u>(1) 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項</u></p> <p><u>(2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項</u></p> <p><u>(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項</u></p> <p><u>(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項</u></p> <p><u>(5) 貸借対照表の支払資金残高と資金収支計算書の支払資金残高の差額</u></p> <p><u>(6) リース取引</u></p> <p><u>(7) 減損会計</u></p> <p><u>(8) 税効果会計</u></p> <p>該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。</p>	<p>会計基準第29条第1項第15号</p> <p>取扱い23</p> <p><u>留意事項25(2)</u></p>				5-21	その他 必要な 事項	<p>その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。</p> <p><u>(1) リース取引</u></p> <p><u>(2) 減損会計</u></p> <p><u>(3) 税効果会計</u></p> <p>該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。</p>	<p>会計基準第29条第1項第15号</p> <p>取扱い23</p>			
5-23	同上	<p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記されているか。</p> <p><u>ただし、重要性が乏しい場合には、注記を要しないことに留意する。</u></p>	取扱い8				5-23	同上	<p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記されているか。</p>	取扱い8			
(拠点区分で記載する注記)							(拠点区分で記載する注記)						
5-24	様式	<p>複数の拠点区分を有する場合、計算書類の注記のうち、拠点区分で記載する会計基準第29条(第1項第1号、第12号及び第13号を除く。)に定める項目については、拠点区分貸借対照表の次に記載されているか。</p> <p>なお、法人全体用の注記と拠点区分用の注記の項目が同一であっても、情報の内容は異なるため、それぞれに注記を要することに留意する。<u>ただし、拠点区分の数が一の法人については拠点区分用の注記を省略することができる。</u></p>	<p>会計基準第29条第4項</p> <p>取扱い24</p>				5-24	様式	<p>複数の拠点区分を有する場合、計算書類の注記のうち、拠点区分で記載する会計基準第29条(第1項第1号、第12号及び第13号を除く。)に定める項目については、拠点区分貸借対照表の次に記載されているか。</p> <p>なお、法人全体用の注記と拠点区分用の注記の項目が同一であっても、情報の内容は異なるため、それぞれに注記を要することに留意する。</p>	<p>会計基準第29条第4項</p> <p>取扱い24</p>			

新							旧						
5-25	重要な会計方針	資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等、計算書類の作成に関する重要な会計方針について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略できることに留意する。	会計基準第29条第1項第2号 取扱い20 <u>留意事項25(2)</u>				5-25	重要な会計方針	資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等、計算書類の作成に関する重要な会計方針について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略できることに留意する。	会計基準第29条第1項第2号 取扱い20			
5-27 (省 略)							5-27 (省 略)						
5-28	採用する退職給付制度	拠点が採用する退職給付制度について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第4号 <u>留意事項25(2)</u>				5-28	採用する退職給付制度	拠点が採用する退職給付制度について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第4号			
5-29 (省 略)							5-29 (省 略)						
5-30	基本財産	基本財産の増減の内容及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第6号 <u>留意事項25(2)</u>				5-30	基本財産	基本財産の増減の内容及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第6号			
5-31	基本金、国庫補助金等特別積立金の取崩し	拠点が、 <u>基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には</u> 、拠点が基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第7号 <u>留意事項25(2)</u>				5-31	基本金、国庫補助金等特別積立金の取崩し	拠点が、 <u>会計基準第22条第1項、第4項及び第6項の規定により</u> 、拠点が基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第7号			
5-32	担保に供している資産	拠点が担保に供している資産について注記されているか。 <u>なお、担保している債務の種類および金額には、他の拠点区分の担保している債務も記載することに留意する。</u> 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第8号 <u>留意事項25(2)</u>				5-32	担保に供している資産	拠点が担保に供している資産について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第8号			
5-33	<u>有形</u> 固定資産の減価償却(直接控除)	拠点が、 <u>有形</u> 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載している場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高について注記されているか。	会計基準第29条第1項第9号				5-33	固定資産の減価償却(直接控除)	拠点が、固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載している場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高について注記されているか。	会計基準第29条第1項第9号			
5-34 (省 略)							5-34 (省 略)						

新							旧							
5-35	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第11号 <u>留意事項25(2)</u>				5-35	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第11号				
5-36	重要な後発事象	重要な後発事象がある場合には、その内容及び翌会計年度以降の財政及び活動の状況に与える影響額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第14号 取扱い22 <u>留意事項25(2)</u>				5-36	重要な後発事象	重要な後発事象がある場合には、その内容及び翌会計年度以降の財政及び活動の状況に与える影響額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第14号 取扱い22				
5-37	その他必要な事項	その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。 <u>(1) 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項</u> <u>(2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項</u> <u>(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項</u> <u>(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項</u> <u>(5) 貸借対照表の支払資金残高と資金収支計算書の支払資金残高の差額</u> <u>(6) リース取引</u> <u>(7) 減損会計</u> <u>(8) 税効果会計</u> 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第15号 取扱い23 <u>留意事項25(2)</u>				5-37	その他必要な事項	その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。 <u>(1) リース取引</u> <u>(2) 減損会計</u> <u>(3) 税効果会計</u> 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。	会計基準第29条第1項第15号 取扱い23				
6. 附属明細書							6. 附属明細書							
番号	項目	内容	関係省令等	回答欄			番号	項目	内容	関係省令等	回答欄			番号
				はい	いいえ	該当なし	摘要				はい	いいえ	該当なし	摘要
(法人全体で作成する明細書)							(法人全体で作成する明細書)							
6-1 (省略)							6-1 (省略)							

新							旧							
6-2	借入金 明細書	「設備資金借入金」「長期運営資金借入金」「短期運営資金借入金」それぞれの期末差引残高の「計」欄の金額は法人単位の貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙 3(①)				(新設)							
6-3	同上	「設備資金借入金」「長期運営資金借入金」「短期運営資金借入金」それぞれの差引期末残高(拠点区分別の合計)は拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙 3(①)				6-2	借入金 明細書	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金それぞれの差引期末残高(拠点区分別の合計)は拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙 3(①)				
6-4	同上	支払利息の「当期支出額」「利息補助金収入」は、法人単位資金収支計算書計上額と一致しているか。 ただし、法人単位資金収支計算書における「支払利息支出」にリース債務等に関する支払利息が含まれている場合には、当該金額だけ異なることに留意する。	取扱い別紙 3(①)				(新設)							
6-5	同上	支払利息の当期支出額(拠点区分別の合計)は、拠点区分資金収支計算書計上額と一致しているか。 ただし、拠点区分資金収支計算書における「支払利息支出」にリース債務等に関する支払利息が含まれている場合には、当該金額だけ異なることに留意する。	取扱い別紙 3(①)				6-3	同上	支払利息の当期支出額(拠点区分別の合計)は、拠点区分資金収支計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙 3(①)				
6-6	同上	役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設して記載されているか。	取扱い別紙 3(①)				6-4	同上	役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設して記載されているか。	取扱い別紙 3(①)				
6-7	同上	法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の「担保資産」欄にその旨が記載されているか。	留意事項8				6-5	同上	法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の「担保資産」欄にその旨が記載されているか。	留意事項8				
6-8	同上	独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合、借入金明細書の「借入先」欄の金融機関名の後に(協調融資)と記載されているか。	留意事項8				6-6	同上	独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合、借入金明細書の「借入先」欄の金融機関名の後に(協調融資)と記載されているか。	留意事項8				
6-9	寄附金 収益明 細書	「寄附金額」欄に寄附物品が含まれているか。	取扱い別紙 3(②)				6-7	寄附金 収益明 細書	「寄附金額」欄に寄附物品が含まれているか。	取扱い別紙 3(②)				

新							旧						
6-10	同上	「区分」欄は、次のとおり寄附金の種類が分かるように記載されているか。 ・経常経費寄附金収益：「経常」 ・長期運営資金借入金元金償還寄附金収益：「運営」 ・施設整備等寄附金収益：「施設」 ・設備資金借入金元金償還寄附金収益：「償還」 ・固定資産受贈額：「固定」	取扱い別紙3(②)				6-8	同上	「区分」欄は、次のとおり寄附金の種類が分かるように記載されているか。 ・経常経費寄附金収益：「経常」 ・長期運営資金借入金元金償還寄附金収益：「運営」 ・施設整備等寄附金収益：「施設」 ・設備資金借入金元金償還寄附金収益：「償還」 ・固定資産受贈額：「固定」	取扱い別紙3(②)			
6-11	同上	「寄附金額」の「区分小計」欄の金額は事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(②)				6-9	同上	「寄附金額」の「区分小計」欄の金額は事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(②)			
6-12	同上	「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄の金額は拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(②)				6-10	同上	「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄の金額は拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(②)			
6-13	補助金事業等収益明細書	「区分」欄は、次のとおり補助金の種類が分かるように記載されているか。 ・介護保険事業の補助金事業収益：「介護事業」 ・老人福祉事業の補助金事業収益：「老人事業」 ・児童福祉事業の補助金事業収益：「児童事業」 ・保育事業の補助金事業収益：「保育事業」 ・障害福祉サービス等事業の補助金事業収益：「障害事業」 ・生活保護事業の補助金事業収益：「生活保護事業」 ・医療事業の補助金事業収益：「医療事業」 ・〇〇事業の補助金事業収益：「〇〇事業」 ・借入金利息補助金収益：「利息」 ・施設整備等補助金収益：「施設」 ・設備資金借入金元金償還補助金収益：「償還」	取扱い別紙3(③)				6-11	補助金事業等収益明細書	「区分」欄は、次のとおり補助金の種類が分かるように記載されているか。 ・介護保険事業の補助金事業収益：「介護事業」 ・老人福祉事業の補助金事業収益：「老人事業」 ・児童福祉事業の補助金事業収益：「児童事業」 ・保育事業の補助金事業収益：「保育事業」 ・障害福祉サービス等事業の補助金事業収益：「障害事業」 ・生活保護事業の補助金事業収益：「生活保護事業」 ・医療事業の補助金事業収益：「医療事業」 ・〇〇事業の補助金事業収益：「〇〇事業」 ・借入金利息補助金収益：「利息」 ・施設整備等補助金収益：「施設」 ・設備資金借入金元金償還補助金収益：「償還」	取扱い別紙3(③)			
(削 除)							6-12	同上	「交付金額等合計」の「合計」欄の金額は法人単位事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(③)			

新							旧						
6-14	同上	「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(③)				6-13	同上	「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(③)			
6-15	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	「繰入金の財源」欄には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等が記載されているか。	取扱い別紙3(④)				6-14	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	「繰入金の財源」欄には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等が記載されているか。	取扱い別紙3(④)			
6-16	同上	事業区分間繰入金明細書の「繰入元」・「繰入先」欄の金額は、事業区分資金収支内訳表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(④)				6-15	同上	事業区分間繰入金明細書の「繰入元」・「繰入先」欄の金額は、事業区分資金収支内訳表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(④)			
6-17	同上	拠点区分間繰入金明細書の「繰入元」・「繰入先」欄の金額は、拠点区分資金収支計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(④)				6-16	同上	拠点区分間繰入金明細書の「繰入元」・「繰入先」欄の金額は、拠点区分資金収支計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(④)			
6-18	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	事業区分間貸付金(借入金)残高明細書の金額は、事業区分貸借対照表内訳表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑤)				6-17	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	事業区分間貸付金(借入金)残高明細書の金額は、事業区分貸借対照表内訳表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑤)			
6-19	同上	拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書の金額は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑤)				6-18	同上	拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書の金額は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑤)			
6-20	基本金明細書	「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」欄に該当する事項がない場合は、記載が省略されているか。	取扱い別紙3(⑥)				6-19	基本金明細書	「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」欄に該当する事項がない場合は、記載が省略されているか。	取扱い別紙3(⑥)			
6-21	同上	特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない場合には、合計額のみが記載されているか。	取扱い別紙3(⑥)				6-20	同上	特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない場合には、合計額のみが記載されているか。	取扱い別紙3(⑥)			
6-22	同上	各基本金の当期末残高は、法人単位貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑥)				6-21	同上	各基本金の当期末残高は、法人単位貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑥)			
6-23	同上	「各拠点区分ごとの内訳」欄における各基本金の当期末残高は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑥)				6-22	同上	「各拠点区分ごとの内訳」欄における各基本金の当期末残高は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑥)			
6-24	国庫補助金等特別積	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対	取扱い9、別紙3(⑦)				6-23	国庫補助金等特別積	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対	取扱い9、別紙3(⑦)			

新							旧							
	立金明細書	象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額が記載されているか。						立金明細書	象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額が記載されているか。					
6-25	同上	特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却又は廃棄された場合の取崩額が記載されているか。	取扱い9、別紙3(7)					6-24	同上	特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却又は廃棄された場合の取崩額が記載されているか。	取扱い9、別紙3(7)			
6-26	同上	当期積立額合計及び当期取崩額合計は、法人単位事業活動計算書計上額と一致しているか。 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成されているか。</u>	取扱い別紙3(7)					6-25	同上	当期積立額合計及び当期取崩額合計は、法人単位事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(7)			
6-27	同上	「各拠点区分の内訳」欄における当期積立額合計及び当期取崩額合計は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。 <u>ただし、就労支援事業等を行っている場合、就労支援事業に関する国庫補助金等特別積立金の取崩額は就労支援事業費用等に計上されるため、当該金額だけ異なることに留意する。</u>	取扱い別紙3(7)					6-26	同上	「各拠点区分の内訳」欄における当期積立額合計及び当期取崩額合計は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(7)			
(拠点区分で作成する明細書)							(拠点区分で作成する明細書)							
6-28	様式	附属明細書は、取扱い別紙3(8)から(19)に準じて作成されているか。 ただし、該当する事由がない場合は、その附属明細書の作成を省略できることに留意する。	会計基準第30条 取扱い25(2)ア、別紙3(8)から(19)					6-27	様式	附属明細書は、取扱い別紙3(8)から(19)に準じて作成されているか。 ただし、該当する事由がない場合は、その附属明細書の作成を省略できることに留意する。	会計基準第30条 取扱い25(2)ア、別紙3(8)から(19)			
6-29	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の種類ごとの残高等が記載されているか。 また、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載されているか。	取扱い25(2)イ、別紙3(8)					6-28	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の種類ごとの残高等が記載されているか。 また、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載されているか。	取扱い25(2)イ、別紙3(8)			
6-30	同上	「期首帳簿価額」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載されており、「期末帳簿価額」欄と「減価償却累計額」欄の合計額が「期末取得原価」欄に記載されているか。	取扱い別紙3(8)					6-29	同上	「期首帳簿価額」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載されており、「期末帳簿価額」欄と「減価償却累計額」欄の合計額が「期末取得原価」欄に記載されているか。	取扱い別紙3(8)			

新							旧						
6-31	同上	「うち国庫補助金等の額」欄については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、国庫補助金取崩計算が行われているか。 なお、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が拠点区分貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金計上額と一致することが確認できる。	取扱い別紙3(⑧)				6-30	同上	「うち国庫補助金等の額」欄については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、国庫補助金取崩計算が行われているか。 なお、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が拠点区分貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金計上額と一致することが確認できる。	取扱い別紙3(⑧)			
6-32	引当金明細書	引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高が記載されているか。	取扱い別紙3(⑨)				6-31	引当金明細書	引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高が記載されているか。	取扱い別紙3(⑨)			
6-33	同上	目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額が注記されているか。	取扱い別紙3(⑨)				6-32	同上	目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額が注記されているか。	取扱い別紙3(⑨)			
6-34	同上	都道府県共済会又は法人独自の退職給付制度において、職員の転職又は拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加又は減少が発生した場合には、「当期増加額」欄又は「当期減少額(その他)」欄に括弧書きでその金額が内数として記載されているか。	取扱い別紙3(⑨)				6-33	同上	都道府県共済会又は法人独自の退職給付制度において、職員の転職又は拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加又は減少が発生した場合には、「当期増加額」欄又は「当期減少額(その他)」欄に括弧書きでその金額が内数として記載されているか。	取扱い別紙3(⑨)			
6-35	拠点区分資金収支明細書	子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、拠点区分資金収支明細書を作成しているか。 また、上記事業並びに介護保険サービス及び障害福祉サービス以外の事業を実施する拠点で、拠点区分事業活動明細書を作成しない場合、拠点区分資金収支明細書を作成しているか。 なお、サービス区分が一つの拠点区分は、作成を省略できる。	取扱い 25ウ、別紙3(⑩)				6-34	拠点区分資金収支明細書	子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、拠点区分資金収支明細書を作成しているか。 また、上記事業並びに介護保険サービス及び障害福祉サービス以外の事業を実施する拠点で、拠点区分事業活動明細書を作成しない場合、拠点区分資金収支明細書を作成しているか。 なお、サービス区分が一つの拠点区分は、作成を省略できる。	取扱い 25ウ、別紙3(⑩)			
6-36	同上	拠点区分資金収支明細書の「拠点区分合計」欄の金額は、拠点区分資金収支計算書の「決算」欄の金額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑩)				6-35	同上	拠点区分資金収支明細書の「拠点区分合計」欄の金額は、拠点区分資金収支計算書の「決算」欄の金額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑩)			
6-37	拠点区分事業活動明細書	介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点は、拠点区分事業活動明細書を作成しているか。 また、上記事業並びに子どものための教育・保育給付費、措置費による事業以外の事業を実施する拠点で、拠点区分資金収支明細書を作成しない場合、拠点区分事業活動明細書を作成しているか。	取扱い 25ウ、別紙3(⑪)				6-36	拠点区分事業活動明細書	介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点は、拠点区分事業活動明細書を作成しているか。 また、上記事業並びに子どものための教育・保育給付費、措置費による事業以外の事業を実施する拠点で、拠点区分資金収支明細書を作成しない場合、拠点区分事業活動明細書を作成しているか。	取扱い 25ウ、別紙3(⑪)			

新							旧						
		なお、サービス区分が一つの拠点区分は、作成を省略できる。							なお、サービス区分が一つの拠点区分は、作成を省略できる。				
6-38	同上	拠点区分事業活動明細書の「拠点区分合計」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書の「当年度決算」欄の金額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑪)				6-37	同上	拠点区分事業活動明細書の「拠点区分合計」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書の「当年度決算」欄の金額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑪)			
6-39	積立金・積立資産明細書	資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるが、その場合には、積立金・積立資産明細書の「摘要」欄にその理由が明記されているか。	取扱い19、別紙3(⑫)				6-38	積立金・積立資産明細書	資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるが、その場合には、積立金・積立資産明細書の「摘要」欄にその理由が明記されているか。	取扱い19、別紙3(⑫)			
6-40	同上	退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる場合及び長期預り金に対応して長期預り金積立資産を積み立てる場合には、「摘要」欄にその旨が明記されているか。	取扱い別紙3(⑫)				6-39	同上	退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる場合及び長期預り金に対応して長期預り金積立資産を積み立てる場合には、「摘要」欄にその旨が明記されているか。	取扱い別紙3(⑫)			
6-41	同上	積立金・積立資産明細書の「期末残高」欄の金額は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑫)				6-40	同上	積立金・積立資産明細書の「期末残高」欄の金額は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑫)			
6-42	同上	積立金・積立資産明細書における積立金の「当期増加額」欄及び「当期減少額」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑫)				6-41	同上	積立金・積立資産明細書における積立金の「当期増加額」欄及び「当期減少額」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑫)			
6-43	サービス区分間繰入金明細書	拠点区分資金収支明細書を作成した拠点において、サービス区分間繰入金明細書が作成されているか。	取扱い別紙3(⑬)				6-42	サービス区分間繰入金明細書	拠点区分資金収支明細書を作成した拠点において、サービス区分間繰入金明細書が作成されているか。	取扱い別紙3(⑬)			
6-44	同上	「繰入金の財源」欄には、措置費収入、保育所運営費収入、前期末支払資金残高等が記載されているか。	取扱い別紙3(⑬)				6-43	同上	「繰入金の財源」欄には、措置費収入、保育所運営費収入、前期末支払資金残高等が記載されているか。	取扱い別紙3(⑬)			
6-45	同上	「金額」欄は拠点区分資金収支明細書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑬)				6-44	同上	「金額」欄は拠点区分資金収支明細書計上額と一致しているか。	取扱い別紙3(⑬)			
6-46	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書	拠点区分資金収支明細書を作成した拠点において、サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書が作成されているか。 なお、介護保険サービス、障害福祉サービス及び保育所運営費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにもかかわらず、年度内返済が行われていない場合は、本明細書を作成することに留意する。	取扱い別紙3(⑭) 留意事項6				6-45	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書	拠点区分資金収支明細書を作成した拠点において、サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書が作成されているか。 なお、介護保険サービス、障害福祉サービス及び保育所運営費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにもかかわらず、年度内返済が行われていない場合は、本明細書を作成することに留意する。	取扱い別紙3(⑭) 留意事項6			

新							旧						
6-47	就労支援事業に関する明細書	<p>就労支援事業所の拠点区分において、下記の附属明細書が作成されているか。</p> <p>(1) 就労支援事業別事業活動明細書 (取扱い別紙3(15)又は別紙3(15-2)多機能型事業所等用)</p> <p>(2) 就労支援事業製造原価明細書 (取扱い別紙3(16)又は別紙3(16-2)多機能型事業所等用)</p> <p>(3) 就労支援事業販管費明細書 (取扱い別紙3(17)又は別紙(17-2)多機能型事業所等用)</p> <p>なお、サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、上記(2)及び(3)の作成に替えて、就労支援事業明細書(取扱い別紙(18)又は取扱い別紙(18-2)多機能型事業所等用)を作成すれば足りることとされていることに留意する。</p>	取扱い25(2)エ、別紙3(15)から(18-2)				6-46	就労支援事業に関する明細書	<p>就労支援事業所の拠点区分において、下記の附属明細書が作成されているか。</p> <p>(1) 就労支援事業別事業活動明細書 (取扱い別紙3(15)又は別紙3(15-2)多機能型事業所等用)</p> <p>(2) 就労支援事業製造原価明細書 (取扱い別紙3(16)又は別紙3(16-2)多機能型事業所等用)</p> <p>(3) 就労支援事業販管費明細書 (取扱い別紙3(17)又は別紙(17-2)多機能型事業所等用)</p> <p>なお、サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、上記(2)及び(3)の作成に替えて、就労支援事業明細書(取扱い別紙(18)又は取扱い別紙(18-2)多機能型事業所等用)を作成すれば足りることとされていることに留意する。</p>	取扱い25(2)エ、別紙3(15)から(18-2)			
6-48	就労支援事業別事業活動明細書	<p>就労支援事業別事業活動明細書の「合計」欄は拠点区分事業活動計算書と一致しているか。</p> <p>なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。</p>	取扱い25(2)エ、別紙3(15)(15-2)				6-47	就労支援事業別事業活動明細書	<p>就労支援事業別事業活動明細書の「合計」欄は拠点区分事業活動計算書と一致しているか。</p> <p>なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。</p>	取扱い25(2)エ、別紙3(15)(15-2)			
6-49	同上	<p>就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算は以下のとおりに行われているか。</p> <p>(1) 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合 (期首製品棚卸高) + (当期就労支援事業製造原価) - (期末製品棚卸高)</p> <p>(2) 就労支援事業以外で製造した商品を仕入れて販売する場合 (期首商品棚卸高) + (当期就労支援事業仕入高) - (期末商品棚卸高)</p>	取扱い25(2)エ、別紙3(15)(15-2)				6-48	同上	<p>就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算は以下のとおりに行われているか。</p> <p>(1) 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合 (期首製品棚卸高) + (当期就労支援事業製造原価) - (期末製品棚卸高)</p> <p>(2) 就労支援事業以外で製造した商品を仕入れて販売する場合 (期首商品棚卸高) + (当期就労支援事業仕入高) - (期末商品棚卸高)</p>	取扱い25(2)エ、別紙3(15)(15-2)			
6-50	就労支援事業製造原価明細書	<p>就労支援事業製造原価明細書上の「当期就労支援事業製造原価」は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。</p> <p>なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難</p>	取扱い25(2)エ、別紙3(16)(16-2)				6-49	就労支援事業製造原価明細書	<p>就労支援事業製造原価明細書上の「当期就労支援事業製造原価」は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。</p> <p>なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難</p>	取扱い25(2)エ、別紙3(16)(16-2)			

新							旧						
		な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。							な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。				
6-51	就労支援事業販管費明細書	就労支援事業販管費明細書上の就労支援事業販管費合計は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。 なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。	取扱い25(2)エ、別紙3(17)(17-2)				6-50	就労支援事業販管費明細書	就労支援事業販管費明細書上の就労支援事業販管費合計は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。 なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。	取扱い25(2)エ、別紙3(17)(17-2)			
6-52	就労支援事業明細書	就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書の作成に替えて就労支援事業明細書を作成する場合に、就労支援事業明細書上の就労支援事業費は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。 また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できることに留意する。	取扱い25(2)エ、別紙3(18)(18-2)				6-51	就労支援事業明細書	就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書の作成に替えて就労支援事業明細書を作成する場合に、就労支援事業明細書上の就労支援事業費は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。 また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できることに留意する。	取扱い25(2)エ、別紙3(18)(18-2)			
6-53	同上	就労支援事業明細書を作成する場合には、次のとおり、計算書類等の勘定科目が読替え又は削除されていることを確認したか。 ・拠点区分資金収支計算書 「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」に読替え 「就労支援事業販管費支出」を削除 ・拠点区分事業活動計算書 「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」に読替え 「就労支援事業販管費」を削除 ・就労支援事業別事業活動明細書 「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」に読替え 「就労支援事業販管費」を削除	取扱い25(2)エ				6-52	同上	就労支援事業明細書を作成する場合には、次のとおり、計算書類等の勘定科目が読替え又は削除されていることを確認したか。 ・拠点区分資金収支計算書 「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」に読替え 「就労支援事業販管費支出」を削除 ・拠点区分事業活動計算書 「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」に読替え 「就労支援事業販管費」を削除 ・就労支援事業別事業活動明細書 「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」に読替え 「就労支援事業販管費」を削除	取扱い25(2)エ			
6-54	同上	就労支援事業明細書上の「材料費」の計算について、(材料費) = (期首材料棚卸高) + (当期材料仕入高) - (期末材料棚卸高) となっているか。	取扱い25(2)エ、別紙3(18)(18-2)				6-53	同上	就労支援事業明細書上の「材料費」の計算について、(材料費) = (期首材料棚卸高) + (当期材料仕入高) - (期末材料棚卸高) となっているか。	取扱い25(2)エ、別紙3(18)(18-2)			
6-55	授産事業費用明細書	授産事業費用明細書における「合計」欄の授産事業費用は拠点区分事業活動計算書と一致しているか。	取扱い別紙3(19)				6-54	授産事業費用明細書	授産事業費用明細書における「合計」欄の授産事業費用は拠点区分事業活動計算書と一致しているか。	取扱い別紙3(19)			
7. 財産目録							7. 財産目録						

新	旧
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(所 見)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(所 見)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p style="text-align: right;">チェック実施者 _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">監 査 責 任 者 _____ 年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">チェック実施者 _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">監 査 責 任 者 _____ 年 月 日</p>

以 上